

有料職業紹介 払戻金制度について

愛知県刈谷市昭和町 2 丁目 3 番地
株式会社アイシン・コラボ
有料職業紹介事業許可番号 23-ユ-110004

弊社の紹介による採用決定者が入社後 6 ヶ月を経過するまでの間に、自己都合による退職または求人者の就業規則に基づき解雇に至った場合、支払われた紹介手数料のうち一部を、以下の内容にて返還するものとする。

1 ヶ月未満の在籍・・・80%
1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の在籍・・・50%
3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の在籍・・・10%

但し、採用決定者の死亡・病気または求人者の採用決定者に対する処遇もしくはその他の労働条件が採用決定時の求人条件もしくは労働契約内容と著しく異なることに起因する退職、または求人者の会社都合による退職の場合はこの限りではない。